

Bank Pay 取引規定

この規定は、「京銀キャッシュカード」「京銀 IC キャッシュカード」「京銀 RICH カード」「京銀フルセットカード（「ご預金」側）」「Kyoto Card Neo（京都カードネオ）」の各カードに適用します。

1. 適用範囲

(1) 次の各号のうちのいずれかに該当する者（以下、「Bank Pay 加盟店（BP 加盟店）」といいます。）に対して、当行の預金口座が登録されている日本電子決済推進機構（以下、「機構」といいます。）所定の Bank Pay 決済アプリ（Bank Pay 取引契約の締結にかかる機能を付与されているアプリであって、機構所定の利用者の端末にインストールされたものを指し、以下、「利用者アプリ」といいます。また、利用者アプリがインストールされた利用者の端末を、以下、「利用者端末」といいます。）、または、Bank Pay 取引サイト（Bank Pay 取引契約の締結に係る必要な機能を備えたウェブサイト）をいいます。以下、利用者アプリと併せて「利用者アプリ等」といいます。）を当該利用者アプリ等所定の方法で操作することにより、当該 BP 加盟店が行う商品の販売または役務の提供等（以下、「売買取引」といいます。）について当該 BP 加盟店に対して負担する債務（以下、「売買取引債務」といいます。）を当該利用者アプリに登録されている当行の預金口座（以下、「登録預金口座」といいます。）から預金の引落とし（「総合口座取引規定」および「京銀総合口座 RICH 当座貸越契約書」にもとづく当座貸越による払戻しを含み、「京銀フルセット口座当座貸越契約書」にもとづく当座貸越による払戻しを含みません。以下、同じです。）によって支払う取引を、以下、「Bank Pay 取引」といいます。

① 機構所定の Bank Pay 加盟店規約（以下、「規約」といいます。）を承認のうえ、機構に BP 直接加盟店として登録され、機構の会員である一または複数の金融機関（以下、「BP 加盟店銀行」といいます。）と規約所定の Bank Pay 加盟店契約を締結した法人または個人（以下、「BP 直接加盟店」といいます。）。ただし、当該 Bank Pay 加盟店契約の定めに基づき、登録預金口座を、BP 直接加盟店で利用することができない場合があります。

② 規約を承認のうえ、BP 直接加盟店と規約所定の BP 間接加盟店契約を締結した法人または個人（以下、「BP 間接加盟店」といいます。）。ただし、規約所定の当該 BP 間接加盟店契約の定めに基づき、登録預金口座を、BP 間接加盟店で利用することができない場合があります。

③ 規約を承認のうえ機構に BP 任意組合として登録され BP 加盟店銀行と Bank Pay 加盟店契約を締結した民法上の組合（以下、「BP 任意組合」といいます。）の組合員であり、規約を承認した法人または個人（以下、「BP 組合事業加盟店」といいます。）。ただし、規約所定の当該 Bank Pay 組合契約の定めに基づき、登録預金口座を、BP 組合事業加盟店で利用することができない場合があります。

④ 機構が定める提携決済事業会社の加盟店（以下、「提携 BP 加盟店」といいます。）。ただし、提携決済事業会社との取り決めにより、登録預金口座を、提携 BP 加盟店で利用することができない場合があります。

(2) 当行が次のカードを発行している普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。）口座を利用者アプリ等に登録することができます。

① 京銀キャッシュカード

- ②京銀 IC キャッシュカード
- ③京銀 RICH カード
- ④京銀フルセットカード（「ご預金」側）
- ⑤Kyoto Card Neo（京都カードネオ）

(3)Bank Pay 取引については、この規定により取扱います。なお、この規定に定めのない事項については、当行普通預金規定、総合口座取引規定の各規定およびカードローン契約取引の取扱対象となるカードローンの各取引規定に従います。

(4)第 1 項にかかわらず、BP 加盟店によっては、利用者が利用者アプリを機構所定の方法で操作することにより、当該 BP 加盟店に対して負担する売買取引債務を、BP 加盟店銀行が自らまたは BP 直接加盟店もしくは BP 任意組合を通じて立替払をする場合があります。この場合、利用者は、BP 加盟店銀行に対し、当該立替払の費用にかかる補償債務を負担するものとします。利用者は、当該補償債務を、登録預金口座からの預金の引落しによって支払うものとし、これら一連の取引も Bank Pay 取引に含まれるものとして、この規定(第 4 条を除きます。)により取り扱うものとします。

1 の 2. (公金納付)

(1)利用者が、次の各号のうちのいずれかの者（以下、「BP 公的加盟機関」といいます。）に対して、機構所定の Bank Pay 公的加盟機関規約（以下、「BP 公的加盟機関規約」といいます。）に定める BP 公的加盟機関に対する公的債務（以下、「公的債務」といいます。）の支払いを行うために、利用者アプリ等を機構所定の方法で操作した場合には、第 1 号においては BP 公的加盟機関規約を承認のうえ、BP 公的加盟機関規約所定の BP 公的加盟機関として登録され、機構の会員である一または複数の金融機関（以下、「BP 加盟機関銀行」といいます。）が、第 2 号においては BP 決済代行機関が当該公的債務の立替払を行うものとします。この場合、利用者は、BP 加盟機関銀行に対して、当該立替払の費用（第 2 号においては BP 加盟機関銀行が BP 決済代行機関に対し負担する補償債務に係る費用）に係る補償債務を負担するものとします。利用者は、当該補償債務を、登録預金口座からの預金の引落しによって支払うものとし、これら一連の取引についても Bank Pay 取引に含まれるものとします。ただし、当該 Bank Pay 公的加盟機関契約の定めに基づき、登録預金口座が BP 公的加盟機関で利用できない場合があります。

- ①BP 加盟機関銀行と BP 公的加盟機関規約所定の Bank Pay 公的加盟機関契約を締結した地方公共団体その他機構所定の機関。
- ②BP 公的加盟機関規約を承認のうえ、BP 公的加盟機関規約所定の BP 決済代行機関と同規約所定の Bank Pay 間接公的加盟機関契約を締結した地方公共団体その他機構所定の機関。ただし、BP 公的加盟機関規約所定の当該 Bank Pay 間接公的加盟機関契約の定めに基づき、登録預金口座を、BP 間接公的加盟機関で利用することができない場合があります。

(2)前項の定めに基づく Bank Pay 取引については、「BP 加盟店」を「BP 公的加盟機関」、「BP 加盟店銀行」を「BP 加盟機関銀行」、「BP 直接加盟店」を「BP 決済代行機関」、「売買取引債務」を「公的債務」とそれぞれ読み替えたうえで、この規定（第 3 条第 4 項第 3 号および第 4 条を除きます。）を適用するものとします。

2. 利用登録の方法等

- (1) Bank Pay 取引において当行の預金口座を登録預金口座として利用するには、当行所定の方法で利用者アプリ等の指示に従い、Bank Pay 取引に用いる当行の預金口座を登録する必要があります。利用者アプリから遷移する当行所定の画面上に表示された操作手順に従い、口座情報、カードの暗証等を入力してください。なお、利用者アプリを使用する場合には、あらかじめ利用する利用者アプリを利用者端末にインストールする必要があります。
- (2) 預金口座の登録および Bank Pay 取引の利用は、利用者本人が自ら行うものとし、代理人その他の第三者による預金口座の登録および Bank Pay 取引の利用は認められません。
- (3) 第 1 項の手續において入力された利用者の預金口座の口座情報、カードの暗証等が、当行に登録されている預金口座の口座情報、カードの暗証等と一致した場合には、当行は入力した者を利用者本人とみなし、預金口座の登録申込みおよびその後の当該預金口座を用いた Bank Pay 取引を正当なものとして取扱います。
- (4) 当行が、利用者本人からの申込みとして第 1 項の登録の申込みを受け付けたうへは、利用者の預金口座の口座情報、カードの暗証等につき偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があつても、それにより生じた損害については、第 9 条に定める場合を除き、当行は責任を負いません。
- (5) 第 1 項の登録の申込みにおいて、本条に定めのない事項については、インターネットによる口座振替契約の受付に関する規定における預金口座振替契約の締結の申込みに関する規定を準用するものとします。

3. Bank Pay 取引の方法等

- (1) 利用者が、Bank Pay 取引を利用するときは、次の方法のうち、BP 加盟店が指定する方法によるものとします。なお、いずれの方法による場合も、Bank Pay 取引の実行にあたっては、BP 加盟店に設置された機構所定の端末（以下、「加盟店端末」といいます。）または利用者アプリ等の画面に表示される取引内容（売買取引債務の金額その他の売買取引に係る事項をいいます。）を、自ら確認してください。
 - ① 利用者端末に表示された QR コード等（BP 加盟店または利用者の特定に必要な情報その他 Bank Pay 取引のために必要となる情報を記録した QR コード、バーコードその他の符号をいいます。以下、同じです。）を、BP 加盟店をして加盟店端末で読み取らせる方法
 - ② 利用者端末で、加盟店端末に表示された QR コード等を読み取る方法
 - ③ BP 加盟店に設置されているステッカーに表示された QR コード等を利用者端末で読み取る方法（利用者端末において売買取引債務の金額の入力を要する場合があります。）
 - ④ その他 BP 加盟店所定の利用者アプリ等の指示に従う方法
- (2) 前項の方法により Bank Pay 取引を実行する際に、利用者アプリ等において要求された場合には、利用者アプリにパスワード等（利用者アプリにおいて Bank Pay 取引の実行等に必要とされる文字列その他の情報をいいます。以下、同じです。）を入力する等、利用者アプリ等所定の方法で利用者本人による実行であることを確認するための手續（以下、「本人認証」といいます。）を行ってください。
- (3) 預金の払戻しによる現金の取得を目的として、Bank Pay 取引を行うことはできません。
- (4) 次の場合には、Bank Pay 取引を行うことはできません。

- ①停電、通信障害、システム保守、故障等により利用者アプリ等または加盟店端末による Bank Pay 取引の取扱いができない場合
 - ②1回あたりの Bank Pay 取引の金額が、BP 加盟店が定めた最高限度額を超える、または最低限度額に満たない場合
 - ③購入する商品または提供を受ける役務等が、当該 BP 加盟店において Bank Pay 取引によって行うことができないものと定めた商品または役務等に該当する場合
 - ④第1条第1項各号のただし書または第1条の2第1項ただし書の定めに関連する場合
 - ⑤1日あたりの登録預金口座の利用金額が、当行が定めた範囲を超える場合
 - ⑥当行所定の回数を超えて利用者アプリ等のパスワード等を誤って入力等した場合等、第2項に定める本人認証ができない場合
 - ⑦利用者アプリ等が機能していない場合
 - ⑧利用者端末の故障・破損により、利用者アプリ等の利用が困難な場合
 - ⑨当行所定の Bank Pay 取引を行うことができない日または時間帯であるとき
 - ⑩利用者アプリ等が BP 加盟店の指定するものでないとき
 - ⑪登録預金口座の利用が当行によって停止されているとき
- (5)当行は、利用者による Bank Pay 取引の利用状況などを勘案して、必要に応じて利用者に対して、登録預金口座のカードまたは通帳、本人確認書類の提示等を要求する場合があります。

4. Bank Pay 取引契約等

- (1)前条第1項の方法による Bank Pay 取引の場合、利用者が、利用者アプリ等において、前条第2項により本人認証を行い、かつ、Bank Pay 取引を実行したときに、加盟店端末への通知その他の機構所定の方法で BP 加盟店に口座引落確認を表す電文が通知されないことを解除条件として、BP 加盟店との間で売買取引債務を登録預金口座からの引落しによって支払う旨の契約（以下、「Bank Pay 取引契約」といいます。）が成立するものとします。
- (2)前項にかかわらず、利用者アプリ等において本人認証が行われ、かつ、利用者が BP 加盟店との間において継続的に発生する売買取引債務を登録預金口座からの預金の引落しによって支払うことを約したときは、売買取引債務の支払時期が到来する都度 BP 加盟店より伝送される請求データに基づく登録預金口座からの引落しの時に、BP 加盟店との間で Bank Pay 取引契約が成立するものとみなします。
- (3)前二項により Bank Pay 取引契約が成立したときは、その成立に先立って利用者によって次の行為がなされたものとみなします。ただし、BP 加盟店と BP 加盟店銀行その他の者との間の取り決めにより、売買取引債務に係る債権の譲渡が行われない場合は、第1号の行為のみがあったものとみなします。
 - ①当行に対する売買取引債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による売買取引債務の弁済の委託。なお、預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は不要です。
 - ②BP 加盟店銀行、BP 直接加盟店または BP 任意組合その他の機構所定の者（以下、本条において「譲受人」と総称します。）に対する、売買取引債務にかかる債権の譲渡に関して当該売買取引にかかる利用者の抗弁を放棄する旨の意思表示。なお、当行は、当該意思表示を、当該売買取引債権の譲

受人に代わって受領します。

- (4)前項第2号の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、利用者が売買取引に関してBP加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取消・解除、売買取引債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、売買取引債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他売買取引債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。
- (5)本条の規定は、第1条第4項または第1条の2第1項に基づき売買取引債務につき立替払が行われる場合(以下、「立替払方式の場合」といいます。)には適用されず、次条に定めるところによるものとします。

4の2.立替払の場合の特則

- (1)立替払方式の場合は、利用者が利用者アプリ等において第3条第2項により本人認証を行い、かつ、Bank Pay取引を実行した時に、加盟店端末への通知その他の機構所定の方法でBP加盟店に口座引落確認を表す電文が通知されないことを解除条件として、BP加盟店銀行(第1条の2第1項第2号の場合にあっては、BP直接加盟店)が利用者に代わって売買取引債務を支払う旨の契約が利用者と当該BP加盟店との間で成立するものとし、この契約もBank Pay取引契約に含めるものとします。また、この場合、当該BP加盟店銀行は自らまたはBP直接加盟店もしくはBP任意組合を通じて当該売買取引債務の立替払をするものとし(第1条の2第1項第2号の場合にあっては、BP直接加盟店が当該売買取引債務の立替払をし、BP加盟店銀行が当該立替払に基づく補償債務をBP直接加盟店に履行するものとし)、利用者は第1条第4項および第1条の2第1項に基づき当該BP加盟店銀行に対して負担する補償債務を、登録預金口座からの引落しによって支払うものとします。なお、預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は不要です。
- (2)前項にかかわらず、利用者アプリ等において本人認証が行われ、かつ、利用者がBP加盟店との間において継続的に発生する売買取引債務をBP加盟店銀行が自らまたはBP直接加盟店もしくはBP任意組合を通じて立替払する場合には、売買取引債務の支払時期が到来する都度BP加盟店より伝送される請求データに基づく登録預金口座からの引落しの時に、BP加盟店との間でBank Pay取引契約が成立するものとみなします。
- (3)前二項によりBank Pay取引契約が成立したときは、売買取引の無効・取消し・解除、売買取引債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、売買取引債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他売買取引債務の履行を拒絶しうる旨の一切事由があつたとしても、かかる事由をもってBP加盟店銀行、当行その他の者に対して異議を述べないものとします。
- (4)第1項および第2項に定めるBank Pay取引契約が成立した場合、加盟店銀行またはBP直接加盟店もしくはBP任意組合は、規約に基づき、利用者がBP加盟店に対して負う売買取引債務につき、当該BP加盟店に対して立替払をする義務を負い、その時点で利用者の当該売買取引債務は消滅するものとします。ただし、第1条の2に定めるBank Pay取引契約の場合の利用者の売買取引債務は、第1項に基づき当該BP加盟店に対して立替払が実行された時点で消滅するものとします。

5. Bank Pay取引契約の締結時の認証

- (1)当行は、利用者アプリを用いて行われるBank Pay取引の際、当該Bank Pay取引が利用者本人によ

- (3)第1項または前項において引落された預金の復元等ができないときは、BP加盟店から現金により返金を受ける等、BP加盟店との間で解決してください。
- (4)Bank Pay 取引において金額等の誤入力があったにもかかわらずこれを看過して Bank Pay 取引契約が成立した場合についても、第1項から前項に準じて取扱うものとします。

8. 利用者の責任

- (1)利用者は、自らの責任で Bank Pay 取引を利用するものとし、Bank Pay 取引に関するすべての行為およびその結果について一切の責任を負うものとします。
- (2)利用者は、Bank Pay 取引を利用したことに起因して、当行が直接または間接に何らかの損害を被った場合（当行が第三者からクレームを受け、これに対応した場合を含みます。）、当行の請求にしたがって直ちにこれを補償するものとします。
- (3)利用者は、Bank Pay 取引を安全にご利用いただくため、次の事項を遵守するものとします。
- ①利用者端末を善良な管理者の注意をもって保管する等、利用者アプリを第三者が使用することのないように適切に管理すること
 - ②利用者アプリ等に登録したパスワード等その他の自らの情報を厳重に管理すること
 - ③利用者アプリのバージョンおよび利用者の使用に係る通信端末の OS、ブラウザ等を常に最新の状態に保つとともに、当該通信端末がコンピュータウイルスへの感染や不正プログラムの攻撃を受けないよう、合理的に可能なセキュリティ対策のための措置を講じること
 - ④利用者アプリを使用する場合において、機種変更等の事由により利用者端末を変更するときや、利用者端末を処分するときには、使用しなくなった利用者端末からの利用者アプリのアンインストールその他利用者アプリ所定の手続をすること
 - ⑤利用者端末を紛失した場合、盗難等の被害を受けた場合、その他の事由により、不正な Bank Pay 取引の被害に遭うおそれがあるときは、直ちに当該利用者端末における通信サービスを提供する事業者に対して当該利用者端末による通信を不能にするための届出を行うとともに、利用者アプリの提供者および当行に連絡し、Bank Pay 取引の利用停止または登録預金口座の利用停止手続を行うこと

9. 利用者端末の盗用等による損害等

- (1)利用者以外の第三者により不正に利用者の預金口座が登録されたこと、または、利用者端末の紛失もしくは盗難（以下、「盗難等」といいます。）にあったこと等により、第三者によって不正に行われた Bank Pay 取引（以下、「不正利用」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、利用者は当行に対して当該不正利用にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。ただし、不正利用が次条に該当する場合は、この限りではありません。
- ①利用者端末の盗難等に気付いたとき（利用者以外の第三者により不正に利用者の預金口座が登録された場合にあつては、不正利用されたことに気付いたとき）に、直ちに当行への通知が行われていること
 - ②当行の調査に対し、利用者より十分な説明が行われていること

- ③当行に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の不正利用にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2)前項の請求がなされた場合、当該不正利用が利用者の故意による場合を除き、当行は、当行への通知が行われた日の30日（当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を超えた日数）前の日以降になされた不正利用にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。ただし、当該不正利用が行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、利用者に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3)前二項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、利用者以外の第三者により不正に利用者の預金口座が登録された場合の不正利用が最初に行われた日または利用者端末の盗難等があった日（当該盗難等があった日が明らかでないときは、当該盗難等にかかる利用者端末を用いた不正利用が最初に行われた日）から、2年を経過する日より後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4)第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんを行いません。
- ①当該 Bank Pay 取引が行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
- ア 利用者に重大な過失があることを当行が証明した場合
- イ 利用者の配偶者、二親等内の親族、同居の家族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など）によって行われた場合
- ウ 利用者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
- ②戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して利用者端末の盗難等があった場合
- (5)前項までの規定の適用は、個人である利用者に限るものとします。

10.利用者アプリ等の提供者に対する補償請求等

前条の定めにかかわらず、不正利用が機構所定の仕様による QR コード等を利用した Bank Pay 取引以外のものにより生じた場合は、当該不正利用の発生により利用者に生じた損害の補償については、当該利用者アプリ等の提供者との間で解決してください。なお、この場合であっても、不正利用が発生したことについて当行に連絡をしてください。

11.Bank Pay 取引の取扱停止等

- (1)当行は、天災、事変、その他の非常事態が発生し、もしくは発生するおそれのあるときは、事前に公表または利用者に通知することなく、Bank Pay 取引の取扱いの全部または一部の提供を停止する措置を講じることができるものとします。
- (2)当行は、Bank Pay 取引に関するシステム保守等の維持管理またはセキュリティの維持に必要な対応を行うため、当行または Bank Pay 取引に関する基幹システムを提供する者の判断により、Bank Pay

取引の一部または全部の取扱いを停止することができるものとします。この場合には、緊急を要する場合を除き、利用者に対して事前に当行ホームページ等で公表するものとします。

- (3)当行は、利用者が次の各号のいずれかに該当した場合、直ちに利用者による利用者アプリの利用を廃止または停止することができます。
- ①利用者がこの規定または利用者アプリ所定の利用規約に違反したときまたはそのおそれのあるとき
 - ②利用者が利用者アプリの利用に際して当行に虚偽の情報を提供したとき
 - ③差押、破産、民事再生手続開始申し立て等、利用者の信用状態が著しく悪化したとき
 - ④利用者が換金目的で **Bank Pay** 取引を利用したとき
 - ⑤利用者が **Bank Pay** 取引を不正な資金洗浄、テロ資金供与その他法令で禁止される不正な取引等に利用しているときまたはそのおそれがあるとき
 - ⑥その他、利用者による **Bank Pay** 取引の利用状況が適当でないと当行が判断したとき
- (4)当行は、前三項に基づく **Bank Pay** 取引の取扱いの停止もしくは利用者アプリの利用停止または廃止に起因して利用者が生じた損害について、一切責任を負わないものとします。
- (5)**Bank Pay** 取引を希望されない場合には、本人から書面その他の当行所定の方法により当行に届出てください。この届出を受けたときは、当行は直ちに利用停止の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (6)**Bank Pay** 取引は、当行が登録預金口座に対して発行したカードの解約または利用停止によって、その利用が停止されることはありません。

12. 読替規定

Bank Pay 取引に利用する場合における京銀キャッシュカード規定等の適用については、次のとおり読替えるものとします。

- (1)京銀キャッシュカード規定第 12 条中「窓口でカードにより取扱った場合」とあるのは、「**Bank Pay** 取引をした場合」とします。
- (2)京銀 RICH カード規定第 12 条中「窓口でカードにより取扱った場合」とあるのは、「**Bank Pay** 取引をした場合」とします。
- (3)京銀フルセットカード規定〔キャッシュカードサービス〕第 11 条中「窓口でカードにより取扱った場合」とあるのは、「**Bank Pay** 取引をした場合」とします。

13. 規定の変更

この規定は、民法第548条の4の規定にもとづき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより変更できるものとします。

以上

2026年4月1日現在

(ご注意)

- (1)貯蓄預金について発行した京銀キャッシュカードおよび京銀 IC キャッシュカードは、**Bank Pay** 取引を行うことはできません。
- (2)京銀フルセットカードは、「ご預金」側のみ **Bank Pay** 取引を行うことができます。